



和水議第202号

令和6年8月8日

[REDACTED]

和水町議会

議長 高木 洋一郎



調査結果回答書

令和6年6月10日付けで調査請求のあった、調査の結果を次のとおり、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第2項の規定により回答します。

1 調査請求内容

（1）請求者

（2）審査請求の対象となる議員

齊木 幸男 議員

（3）調査請求の内容

公職選挙法第199条の2

和水町議会議員の政治倫理に関する条例第2条及び第3条

齊木幸男議員は、平成30年4月に和水町議会議員に当選した。職業は神宮であり和水町の旧菊水地区で15~20社程の神社の宮司として務めていると伺う。

以前から、交通安全ステッカーやお守り等を氏子に無料で配布し、お祭りの度におみくじ等を無料であるまっていた。

議員に当選した後も、相変わらず配付を止めず現在に至っている。これは、和水町の議員として公職に就いた時点で無料配布をやめるのは、当然の事であり、意識改革と節度ある議員活動をする為に無料配布等を自主的に止める事を望んでいた。

齊木議員は日々、公職である議員の品位・倫理・規範等について、良く熱弁されていると聞くが、多くの町民から疑惑を持たれる様な行為はきっちり整理して改善しなければならない。管轄する神社氏子等へのお守り等の無料の配付は、公職選挙法で禁止されている寄付行為に当たるとともに、和水町議会議員の政治倫理条例に違反するものであると言わざるを得ない。

厳正な調査及び審議を公開にて実施して頂き、町民に対して公表して頂くよう

様式第3号（第4条関係）

お願いする。いかに制度や組織が整備されても、これを解釈運用する者の心構えがしっかりとしなければ、制度は生かされない。公平中立に審議頂き適正な判断をされるようお願いする。

2 調査結果

公職選挙法第199条の2及び和水町議会議員の政治倫理に関する条例第2条に掲げる議員の責務及び同条例第3条の政治倫理基準には抵触しない。

抵触しない3名（秋丸 要一、荒木 宏太、笹渕 賢吾）

抵触する2名（竹下 周三、千々岩 繁）

（理由）

- ・本人、参考人の事情聴取や提出された証拠資料をもとに調査を実施し、神社運営の一環として自己の事業内での金額で対価として実施しており対価性が認められるため、公職選挙法には抵触しないと考える。また、自己の利益、町民の代表者としての品位、名誉を損なう恐れのある行為にも該当しない。
- ・以前からこのようなお守り等の無料配布は行われており、生活に根差したものである。地域の皆さんに認めてきたことを考えれば和水町議会議員の政治倫理に関する条例には抵触しない。

【少数意見の留保】

- ・公職選挙法の判断は難しい。しかるべき司法判断が必要と思われる。
- ・本人と参考人の意見が食い違っている。議員に就かれた時点でこのような無料配布は止めるべきだったことから、町民から不正の疑惑を持たれる行為、職務の不正を疑われる行為に該当する。よって、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第2条及び第3条に抵触すると判断する。